

簡易公募型競争見積（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型競争見積を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 5年 9月 8日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	宇治市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託		
業務場所	宇治市政策戦略課		
契約期間	令和5年10月11日 ～ 令和6年3月31日 173日間		
業務概要及び条件	企業版ふるさと納税制度を活用した企画立案等、寄附の獲得に向けた支援業務		
予定価格	20.00 % (税込)	最低基準価格	14.00 % (税込)
見積参加者に必要な資格・条件			
企業版ふるさと納税マッチング支援業務実績（元請、過去5年以内、地方公共団体発注）			
見積参加表明書の受付			
提出期限	令和5年9月14日(木) 午後 5時 00分 まで		
提出場所	郵便入札		
添付資料	別紙、参加表明書に記載のとおり		
見積予定	予定日 令和5年10月4日(水) 場 所 宇治市役所 3階 契約課		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による見積を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は単価契約です。見積は寄附額に対しての委託料率（%、消費税及び地方消費税相当分を含む）で行います。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和5年9月 8日（金）午前9時から
令和5年9月21日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。

- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

宇治市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

宇治市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2. 業務の目的

宇治市における地域課題の解決に向けて、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度を活用したプロジェクトの企画立案を支援するとともに、当制度による寄附を行う見込みのある企業への働きかけを行うことで、寄附を獲得することを目的とする。

3. 委託業務の履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4. 業務内容

- (1) 寄附企業に対するベネフィットの整理・検討
- (2) 企業版ふるさと納税による寄附を行う可能性のある企業（以下、「寄附見込企業」という。）に対する宇治市の事業紹介及び紹介方法の提案。
- (3) 寄附見込企業の新規開拓及び宇治市への寄附見込企業の紹介。
- (4) 前各号のほか、宇治市の寄附獲得に資する支援。

5. 委託料

委託料の算定は成果報酬型によるものとし、寄附額に委託料率（%、消費税相当額含む）を乗じた金額とする。

6. 再委託の禁止

再委託は原則認めない。ただし書面により宇治市の承諾を得た場合は、この限りでない。

7. 報告及び検査

受託者は、業務の進捗に応じて定期的に宇治市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、企画提案内容を踏まえた上で受託者との協議により定めるものとする。

8. 情報セキュリティの確保

- (1) 委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、情報セキュリ

ティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

- (2) 受託者は個人情報の保護に関する法律及び宇治市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (3) 受託者は、個人情報保護に細心の注意を払うこととし、情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい等を防止する処置を講じるとともに、宇治市に書面で状況を報告し、指示を受けること。

9. 損害賠償

受託者は、委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、宇治市、寄附見込企業、又は第三者の責に帰する事由により生じたものについてはこの限りではない。

10. その他

- (1) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、宇治市と協議をすること。
- (2) 業務上知り得た事項について守秘義務を負うこと。
- (3) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、宇治市と協議の上対応すること。